

## 会 議 経 過 報 告

名 称 厚木愛甲環境施設組合事業懇話会  
日 時 平成 23 年 6 月 28 日（火）午後 2 時～午後 3 時 15 分  
場 所 厚木市役所本庁舎 3 階 特別会議室  
出席者 【構成員】 11 人  
厚木市 6 人  
愛川町 3 人  
清川村 2 人（1 人欠席）  
【組 合】 7 人  
副管理者  
事務局職員 6 人

### 【会議概要】

- 1 開 会
- 2 あいさつ 鈴木副管理者
- 3 自己紹介 委員自己紹介、組合職員紹介
- 4 案 件

#### （ 1 ） 会長及び副会長の選出について

構成員が属する選出母体において任期満了に伴う委員の変更が生じていることから、会長及び副会長が不在であるため、事務局長が仮議長となり進行。

事務局から厚木愛甲環境施設組合事業懇話会設置要綱の規定により、懇話会の会長及び副会長の選出について説明。

構成員の互選により、会長に厚木市の井上正美氏、副会長に愛川町の馬場紀光氏が選出される。

（ 会長あいさつ ）

#### （ 2 ） 平成 23 年度組合事業について【資料 1】

事務局から資料 1 により説明。

### 【質疑等】

委 員）『資料 1』5 エコスタディの実施における、東芝科学館の視察について、具体的にはどのような視察を予定しているのか、また当該施設を視察する選定理由について参考までにお伺いしたい。

事務局) 当施設につきましては、「科学教育学習施設」といたしまして、幅広く、環境問題から科学の先端技術に至る研究、また視察研修を行っております。この度、当該施設を視察地として選定をいたしましたのは、科学の先端技術を駆使した中での環境問題への取り組みについての御説明をご教示いただけるものとお伺いしておりますことから選定をしたものであります。

なお、当日午後には、千葉県環境研究センターの視察を予定しております。こちらは公共施設であり、ごみのお話を中心に視察を行います。

夏休みの学習の一環といたしまして、参加をする子ども達にとっても、夏休みの貴重な思い出となりますよう、広い角度から廃棄物、ごみについて興味を持っていただけるような視察となりますよう企画したものであります。

委員) 『資料1』6 広報紙の発行について、年に3回、6月、10月、3月に発行されますけれど、発行月と発行回数はどうのように決められたのかお聞きしたい。

また、紙面の中に「気になる環境あれこれ」という記事がありますが、環境に関する事項で理解を深める記事はとても良いものと思っています。今回は、「生物多様性条約」という記事があります。以前には「蟹の殻」についての記事があり、今までは産業廃棄物として考え廃棄していたものを、近年は繊維や化粧品、医療などに利用されていることなど紹介をいただいているので、この記事は良いものと思いました。

また、管理者の方針が年に一回、6月に掲載されます。今回の紙面では、一面に長文で掲載がされています。分かりやすく書いてあるのですが、例えば何年か前でありまして、記事の要約が見出しとして書かれています。長文で記載がされますと、読まずに済まされてしまうことにもなりかねませんので、掲載の方法について工夫をされた方がよろしいかと思えます。どういう表現がよろしいか、広報を読まれる方にアンケートをとるなど実施したことがありますでしょうか。

事務局) 発行月と回数に関しましてご説明をいたしますと、組合の議会が3月と8月に開催されるということでありまして、6月の広報紙に3月議会、10月の広報紙に8月議会の審議状況を報告させていただいております。3月の広報紙についてであります、組合事業では施設建設に向けて諸計画を策定しており、それがまとまるのが3月でありますことから掲載をさせていただいているものであります。

また、住民の皆様の貴重な税金により組合の運営をさせていただいておりますので、財政事情につきましては公表する必要性があります。これは条例で定めておりまして、毎年6月1日、12月1日に行うものとして定めております。直近ではホームページ等で示してあるわけですが、6月1日については8月、12月1日については3月、という形で掲載をしておりますことから、このような発行月にさせていただいてあるものであります。

また、紙面をどのように構成したらよいかというお話であります。これにつきましては、組合の広報紙の中でも、ご意見をお寄せくださいますように掲載しておりますので、ご意見がありましたら、生かせることは生かしていきたいと考えております。

なお、今年度6月号におきまして、管理者の施政方針を一面に大きく記載しております。これは、2、3年前にも一面に掲載したことがありますが、なぜ今回一面に掲載をしたか、かつ全文を掲載したかということには意味がありまして、今年度につきましては、厚木市が候補地（中間処理施設）を決定し、その候補地に基づいて、組合は用地の取得や諸々の手続を進めてまいります。それだけ重要な時期でありますので敢えて一面をとらせていただきまして、管理者の施政方針全文を掲載させていただきましたものであります。

委員）前後の文章も良く分かります。ただ、せっかく掲載したのに、読まない方がいては残念で、皆さんに目を通していただきたいと思い、意見を述べさせていただきました。

### （3）施設整備の進ちょく状況について【資料2】

事務局から資料2により説明。

#### 【質疑等】

委員）資料2 1施設整備計画（3）減量化及び資源化の目標について、平成22年度までの目標として7%以上のごみ量削減、24%以上の資源化と表記してありますが、これは3市町村の平均値ですか？

事務局）こちらにつきましては、平成20年3月に、ごみ処理広域化実施計画を策定いたしまして、その際に示させていただいており、これについては3市町村の平均値ではなく、組合が目標値を設定させていただいたものでございます。

そして、減量計画で、ごみ焼却施設につきましては日量290トンという規模想定をいたしてございますが、これは平成22年度までという事であり、国からも新たな目標値が示されております。

組合といたしましては、7月から構成市町村の部長職にお集まりいただきまして、減量化・資源化の目標値を、どのように定めていくか議論を行います。

手法といたしまして、組合が目標値をつくって、構成市町村に、その目標値を達成するために、減量化・資源化政策をどのように行っていくか、そうでなければ、構成市町村ではこれしかできないなど、それぞれ構成市町村の目標値を生かし、組合としては、平均値等を用いて目標値を定めるなど、議論をしております。

なぜ、この議論をするのかと申しますと、平成24年度に、ごみ中間処理施設については施設整備基本計画というものを策定します。そこで、最終的なごみ中間処理施設の規模を決定いたしますので、こちらの作業を進めなければいけません。そういう

ことで7月早々、新たな目標値の設定について、構成市町村と組合で議論を進めていきたいと考えております。

委員)ちなみに、各市町村の減量化、資源化率はどれくらいか割合を把握されていますか。

事務局)厚木市におきましては、ミッション35ということにより、平成14年度の実績から現在どれくらいかという実績がありまして、21年度につきましては、ごみの総排出量81,282トン、平成14年度と比べまして19.1%の減量化、資源化率につきましては、総資源化量が16,167トン、19.7%という数値を把握しております。愛川町と清川村については把握しておりません。

事務局)資源化について補足であります、2年前の数値ということについて、なぜかと申しますと、ごみの量などが確定いたしますのが、県のヒアリングを受けた後でないと決定できないものでありまして、平成21年度ベースで申し上げますと、資源化の率が24%を超えているのは清川村さんで、28%くらいの資源化率でありまして、厚木・愛川につきましては20%に達していないという状況になっております。

減量化につきましては、それぞれ積極的に行っておりますので、ほぼ目標は達成できているという形であります。

委員)ここに書いてありますとおり、金田の環境センターが、平成25年度から愛川町のごみも一括処理をし、延命措置を取るということで、厚木のみならず、愛川町や清川村さんも、ごみの資源化率の向上やごみ減量化に御協力をお願いしたいというのが私の主旨であります、新しい施設ができるまでの間、いろいろありますので意見を述べさせていただきます。

委員)ごみの減量化なのですが、愛川町の場合ですと、家庭から出る生ごみを堆肥にしまして、家庭菜園とかに利用してはどうかと、一昨年から各行政区を中心に講習会を行いまして、私の区においても今年の2月に行い、なるべく自分たちで出したごみは自分たちで処理しようと取り組みをしておりますけれど、堆肥にするまでの期間がかかります。なかなか浸透していないと言うのが現実なのですが、地道に続けていけば、行政に頼らない一つの方法であるものと考えておりますので、他の区でも積極的に取り組んでいけばよろしいのではないかなといった意見も出ておりますので、見通しは明るいのではないかと現状です。

事務局)組合が設立いたします、ごみ焼却施設につきましては、最終的に炉に入れますのは、当然、厚木、愛川、清川、同じものを入れていただくようになります。したがいまして、今、お話がありましたけれど、構成市町村の皆さまにはいろいろとご迷惑をおかけするとともに、また、資源化にはお金がかかるわけでありまして、積極的に進めていただいて、組合といたしましても新しい施設を延命させなければいけないことから施設規模なども周辺環境を考え、よりコンパクトなものを造っていかねばな

らないと考えておりますので、皆様の御協力をあらためてこの席でお願いする次第であります。

委員)今は、こういう時代でありますから、全てを行政に頼ることではなく、自分たちでできることは自分たちでやりなさいと話をしているわけでありませうけれど、極力、浸透するようにいたします。

それと、中間処理施設について、平成23年度の早い時期に公表して行くということでありませうけれど、何年か前に、厚木市の愛川町寄りに候補地があったわけでありませうけれど、地元の反対運動が沸きあがったと伺っておりますが、どこでも自分の地域にごみ処理施設を作られるということは、反対の意見が出てくるものですが、大変でしょうけれど、施設を造るには、周りの環境が壊れないような施策を取っていただいて候補地が決定されるようご尽力をいただきたい。

事務局)ごみ中間処理施設の候補地につきましては、現在、厚木市が着々と事務を進めている状況でございますが、最終的に候補地の決定というのは組合が決定をいたします。

これは、厚木市さんがここに決めました、では組合として、本当にそこでいいのかということ、厚木市長、愛川町長、清川村長にご出席していただいて決めるということ、そして組合は厚木市と連携をして、用地取得、施設建設について、地元の方との協定書の関係、地元におけるインフラ整備等について協議をして進めて参りたいと考えております。

委員)最終処分場が清川村ということでありませうけれど、どういう方法で埋めるのですか？

事務局)最終処分場につきましては、施設整備基本計画というのを、平成22年3月に策定してございます。

埋立の計画でございますけど、平成25年度から愛川町さんのごみも共同受入をすること、そして現行計画では、最終処分場の施設稼働は平成28年度から15年間の平成42年度までというかたちになってございます。

平成28年度から組合の施設ができる平成31年度までは、厚木市の環境センターから出されます、焼却残渣、それと燃えない部分の不燃残渣の2分の1を、清川村さんに設置をいたします最終処分場に埋立をしまして、残りの2分の1につきましては、現在も群馬県の草津と茨城県の下妻に送ってございますので、こちらの民間処分場に委託処理をするかたちになっております。

平成32年度から平成37年度の埋立計画といたしましては、ごみを燃やすと出てまいります溶融飛灰の全量と、灰になったものを更に溶かして、溶融スラグとって、よく路盤材などで使うガラス状のものでありますが、その溶融スラグと不燃残渣の2分の1を最終処分場に埋立いたします、さらに溶融スラグの2分の1の資源化を進めていこうといった考えがあります。それと、不燃残渣の2分の1については、民間

処分場に委託処分するということ、そして、平成38年度から平成42年度までについては、溶融飛灰の全量と不燃残渣の2分の1を最終処分場に埋立いたしまして、溶融スラグについては全量資源化、また、不燃残渣残りの2分の1については民間処分場に委託処分するという計画で、現在では、清川村さんの地元、通称「あすなる会」といっておりますけれど、そちらの方々もこの条件で設置の許可をいただいている状況であります。ただし、ごみの施設につきましては、日進月歩でございますが、現在、溶融施設をつけるという前提により進めておりますが、厚木の間処理施設を検討して行く中で、今年度の下期から大学教授等専門家によります、技術検討委員会というものを設置いたしまして、本当に一番良い施設はどのようなものなのか、議論を進めてまいります。したがって、そこで、溶融施設ではなく焼却施設のみという話になれば、埋立物が変わってくることになり、その際には清川村さん、清川村のあすなる会さんとは再度協議をしていく、といった可能性があるという話を、昨年3月議会で管理者としての答弁をさせていただいている次第であります。

ですから、環境に良い施設を組合としては造っていきたいと考えております。

委員)ごみの減量化と資源化の目標なのですが、一般の家庭から出るごみも相当あるとは思いますが、ある家庭で、皆様一生懸命分別して、資源化と減量化に向けていられると思います。

ところが、事業所から出るごみというのは、家庭から出るごみ以上に、相当あるのではないかと思います。事業所に対して、資源化と減量化、この目標を何パーセントくらいに設定されているのか、例えば厚木市、愛川町、清川村、いろいろあると思うのですが、その点について教えていただければと思います。

事務局)確かに事業系のごみは、一般家庭より多いものであります。

厚木市では、今、セクションとして事業系のごみの担当をおいておまして、そこでいろいろな啓発活動等を進めており、その具体的施策を検討しております。

愛川町さんにおきましても、中津工業団地等の諸々の企業がありますので、色々と進めておりますが、当然、事業系のごみも組合の施設では受入れるわけありますことから、その目標値等について、7月からその課題に向けて進めてまいります。そこで具体的数値を設定してまいりたいと考えております。よって3月の懇話会の時には、事業系ごみの減量化についてご報告させていただくよう考えておりますので、もう少しお時間をいただきたいと思います。

委員)資料2の1、(1)で、次期最終処分場が愛川町と設定されています。清川村で15年間、その後の最終処分場が愛川町ということですが、愛川町の場合には、中津川の上流に宮ヶ瀬ダムがあります。愛川町は地形上、ダムの下にあり、高低差があります。中津とか高峰は、どちらかという高い位置にあると思います。半原の方は、ダム直

下ということで、けっこうダメージがあると思う。

清川村で平成 28 年度に稼働したとして、それから 15 年先ですが、結構早く来るものです。ですから、今回の震災の件もありますが、これから東海、西日本、いつ起こるか分かりません。清川村にしても、厚木市の中間処理施設についても、地震など防災の面を考慮した場所の設定や施設の環境が今後なお必要かなと思います。

事務局)平成 15 年、組合を設立する前の 10 月に、それぞれ協定を結ばせていただきまして、愛川町さんにつきましては、次期には愛川町でと、今回、最初は清川村ということではありますが、これは、清川村長の英断のもとに清川村さんが先にお引き受けいただいたということでもあります。

そして、震災絡みですが、最終処分場には水処理施設というものを造ります。それには貯留構造物があるわけですが、そのレベルにつきましては国の最高レベルのものを現行計画では予定しております。ただし、想定外の地震が起きてしまったということであれば、国も当然、その構造等について厳しい基準を示してまいるものと思いますので、厚木愛甲環境施設組合につきましても、国の示している最高レベルの基準のものを造りあげていきたいと考えております。

また、中間処理施設につきましては、現行計画で日量 290 トンとお話をさせていただきましたが、それ以外に、阪神淡路大震災が起きた規模による想定で、神奈川県西部地震が起きた時に、瓦礫がどれくらい生じるか、神奈川県の防災計画によりますと厚木市、愛川町、清川村が、瓦礫を焼くのに 3 年間かかる、その時に日量でどれくらい必要なのかを考えたときに、概ね 25 トン必要であるといわれております。ですから、当然施設規模は縮小するのですが、震災時における対応の部分の容量も想定していかなければなりません。それと、国が申しておりますとおり、前回から示されておりますが、非常時の際のストックヤードについて、候補地の部分ではなく別の箇所に設けるか、逆に言えば、愛川町さんの美化プラントを止めてしまうわけですが、そこを愛川町さんの震災時におけるごみのストックヤードにするとか、そういうところも、組合と構成市町村で今後協議を進めていかなければいけないのかと考えております。

委員)今は、想定外の想定をしなければいけない。その辺が大変厳しいとは思いますが、よろしく願いいたします。

委員)施設整備進ちょく状況ということで、最終処分場の関係で、平成 15 年から清川村にあっては、当時の首長のリーダーシップもあって、最終処分場については、かなりスムーズにできていると思うんです。それで今、あすなる会を通じて保安林の解除の申請を行っている最中だと思うんですけど、最終処分場の稼働が、平成 28 年度ということで、既に 5 年をきっているわけですが、保安林の解除があとどれくらいのかた

ちでおりるのか、それで、伐採とか測量、建築関係に入って行くのですけれど、その工事期間をどれくらい見込んでいるのか、また、もう一つ、厚木の中間処理施設の関係ですけれど、候補地については、先ほどお話がありましたけれど、平成 23 年度の早い時期に公表ということなんですけれど、これは、相当長い期間、暗黙と言う形でいろいろとやっておられることはわかるんですけれど、棚沢の中間処理場の関係が、地元の反対があり、いろんな問題が表に出て、新たな候補地をずっと探していたと思うのです。それで、23 年度の早い時期ということなのですが、いつごろ公表できるのか、あまりに最終処分場の話が先行してしまっていて、その辺が清川村としては理解できない部分があるのでお伺いしたい。

事務局) まず、最終処分場の関係であります。建設に係る最重要課題というのが保安林の解除であります。この、保安林の解除の関係につきましては、今年度、委託により関係書類の作成を行っていくわけですが、指名競争入札ではなく、参加型プロポーザル方式ということで、提案技術書を提出させ、その中で一番良いものを採用していくということであり、そのプレゼンテーションでございますが、7 月 14 日に実施をし、業者の決定をいたしまして書類の作成に入っております。そして、3 月の年度末に県の行政センターに提出をし、行政センターで書類の確認を行い、県庁の本課に届きます。そして、本課の方から、所管の林野庁であります、農林水産省に書類が進達されて、順調に行けば来年度の 10 月ぐらいには解除予定見込みの通知が来るのではないかと考えられます。それで、解除の見込みが立ちましたら、面積が 1 ヘクタール以上でございますので、組合といたしましては、公共公益性のある施設のため、神奈川県土地利用調整条例に関する適用除外に係る根拠についての調整を進めてまいります。それで、現在清川村さんがお持ちの用地については、保安林の解除の確定がないと買収しないといった覚書を、構成市町村と組合で結んでおりますので、実際の用地取得については平成 25 年、また、平成 24 年度に、ごみ中間処理施設の整備基本計画を定めますので、そこで規模も決まってくる。したがって、埋立量も変わる可能性がある、ということがございますので、同じ平成 25 年に最終処分場につきましては実施設計に入りまして、建設工事につきましては、平成 26 年、27 年の 2 箇年工事で 28 年度の稼働を目指すというかたちで組合では考えております。

もう一点でございますが、中間処理施設の用地につきましては、皆様に色々と御迷惑をかけておりますけれども、厚木市におかれましては候補地を一生懸命選んでおりますので、誠に申し訳ありませんが厚木市の公表をしばらくお待ち願いたいと存じております。

委員) 先ほどお話がありましたが、平成 25 年から、金田に愛川町の可燃ごみが持ち込まれるということですが、金田の焼却施設の御苦労というものがわかりまして、一愛川



町民としては、任せるのではなく、自分たちが努力をしなければいけないと思い、ごみ対策についてのPRをしていきたいと考える。

委員) 地元としては、ごみだけの問題ではないのです。施設があると、そこに来る車、交通なんです。ごみを燃すだけでなく、交通アクセスで渋滞など、長年続けていると色々な問題が出てまいります。

委員) 家庭で生ごみを資源化するというのは、なかなか難しいと思うのです。また、事業所から出る生ごみは相当あるのです。これを、食品リサイクル法というのがありますので、例えば昨年、こちらの見学会で催されたと思うのですが、大田区にある生ごみのリサイクル業者、バイオエナジーという会社があるのですが、生ごみをメタンガスに発酵させるものですが、他にも肥料化にするなど方法は色々あると思うのです。ですから、事業所から出る大量の生ごみは、事業所がそういう施設に持って行って資源化していくという形をとらないといけないと思うのです。既に食品リサイクル法というのは実施されているのですから、そういったところで市とか町とか村は、どの程度事業所が資源化しているのかチェックをしていかなければいけないのです。そういうところで資源化や減量化をしていくことが大事だと思うのです。

委員) 最終処分場や中間処理施設の建設予定地における周辺の方々の御負担などを考え、私たちは地元に帰って、住民や事業所の方々と話し合いをしながら、施設の周辺住民の御苦勞をもう一度考えながら取り組みたいと考えます。

## 5 その他

## 6 閉 会 馬場副会長